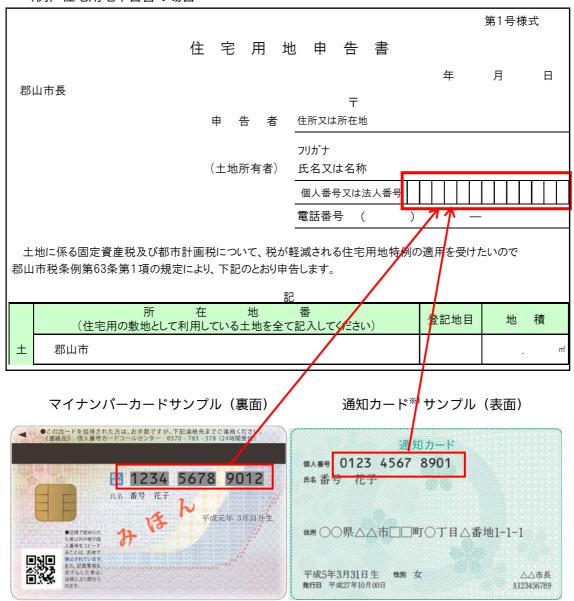
マイナンバー (個人番号・法人番号) 記入と添付書類について

平成**28**年**1**月よりマイナンバー制度が始まったことにより、各種申告書へのマイナンバーの記入と併せて、**番号確認と本人確認**をさせていただきます。

【1】申告書へのマイナンバーの記入

各種申告書の個人番号又は法人番号の記載欄に、個人番号 (12 桁) 又は法人番号 (13 桁) の記入をお願いします。

(例) 住宅用地申告書の場合



【2】番号確認・本人確認のために準備していただくもの(法人は不要)

- (1) マイナンバーカード
- (2)(1)がない場合、通知カード*1又は個人番号記載の住民票と本人確認書類*2

郵送の場合は写しを添付してください。

- ※1 通知カードは、令和2年5月25日をもって廃止となりましたが、廃止日以降記載事項に変更がない場合に限り、マイナンバーを証明するカードとして使用することができます。
- ※2 本人確認書類の具体的な説明は下記の表をご確認ください。

◎本人確認書類の具体例

	※本人確認書類
① いずれか 1 点 (<mark>写真付き</mark> で氏名及び生年 月日又は住所入りのもの)	運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)、住民基本台帳カード、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、学生証、身分証明書、社員証、資格証明書 そのほか官公署から発行・発給された書類であって、写真の表示及び氏名及び生年月日又は住所が記載されているもの
② ①が困難な場合 いずれか2点 (氏名及び生年月日又は住所 入りのもの)	身分証明書、学生証、社員証、資格証明書(以上写真のないもの)、健康保険証、年金手帳、介護保険被保険者証、母子健康手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書、納税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、納税通知書 そのほか官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類であって、氏名及び生年月日又は住所が記載されているもの